

C P E レンタルサービス利用規約

令和6年3月1日

株式会社トークネット

目 次

第1章 総則	3
第1条 利用規約の適用	3
第2条 利用規約の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 CPEレンタルサービスの品目等	4
第4条 CPEレンタルサービスの品目等	4
第3章 CPEレンタルサービスの提供区域等	5
第5条 CPEレンタルサービスの提供区域等	5
第4章 契約	6
第6条 契約の単位	6
第7条 契約申込みの条件	6
第8条 契約申込みの方法	6
第9条 契約申込みの承諾	6
第10条 最低利用期間	6
第11条 品目等の変更	6
第12条 権利譲渡の禁止	6
第13条 契約者が行う契約の解除	6
第14条 当社が行う契約の解除	7
第5章 付加機能	8
第15条 付加機能の提供	8
第16条 付加機能の廃止	8
第6章 利用中止及び利用停止	9
第17条 利用中止	9
第18条 利用停止	9
第7章 料金等	10
第19条 料金及び工事に関する費用	10
第20条 料金の支払い義務	10
第21条 工事費の支払い義務	10
第22条 料金の計算方法等	10
第23条 割増金	10
第24条 延滞利息	10
第8章 損害賠償	11
第25条 責任の制限	11
第26条 免責等	11
第9章 雑則	12
第27条 CPEの使用及び保管	12
第28条 契約者の切分責任	12

別記.....	13
1 CPEレンタルサービスを附帯する当社の電気通信サービス.....	13
2 CPEレンタルサービスの提供区域.....	13
3 契約者の地位の承継.....	13
4 契約者の氏名等の変更.....	13
5 CPEの使用に係る義務.....	13
6 CPEの設置場所.....	13
7 CPEが使用する電気.....	14
8 CPEの移動.....	14
9 CPEの機種を選定.....	14
料金表.....	15
通則.....	16
第1表 料金.....	18
第2表 工事に関する費用.....	23
附則.....	25

第 1 章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、このCPEレンタルサービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約により、別記1で定める当社の電気通信サービスに附帯してCPEレンタルサービスを提供します。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 CPE	Customer Premises Equipmentの略で、CPEレンタルサービスにおいては、契約者の構内（これに準ずる範囲を含みます）又は建物内に設置して当社が提供する電気通信サービスの終端と接続するために、当社が契約者に貸与するルーターやスイッチ等
4 CPEレンタルサービス取扱所	CPEレンタルサービスに関する業務を行う当社の事業所
5 CPEレンタル契約	当社からCPEレンタルサービスの提供を受けるための契約
6 契約者	当社とCPEレンタル契約を締結している者
7 契約者回線	CPEレンタルサービスを附帯する当社の電気通信サービスの契約に基づいて提供される電気通信回線
8 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 CPE レンタルサービスの品目等

(CPE レンタルサービスの品目等)

第4条 当社が提供するCPE レンタルサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び保守の態様(以下、「保守タイプ」といいます。)による細目があります。

第3章 CPE レンタルサービスの提供区域等

(CPE レンタルサービスの提供区域等)

第5条 当社が提供するCPE レンタルサービスは、別記2に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社の指定するCPE レンタルサービス取扱所において提供区域等を閲覧に供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、附帯する電気通信サービスの契約1契約ごとに1のCPEレンタル契約を締結します。この場合、契約者は、1のCPEレンタル契約につき1人に限ります。

(契約申込みの条件)

第7条 CPEレンタル契約を行うことができる者の条件は、別記1に定める当社の電気通信サービスの契約者に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 CPEレンタル契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をCPEレンタルサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表第1表(料金)に定めるCPEレンタルサービスの品目及び保守タイプ
- (2) CPEレンタルサービスに係る当社の指定する事項
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、CPEレンタル契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのCPEレンタル契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) CPEレンタルサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) CPEレンタル契約の申込みをした者が、当社の電気通信サービスの利用を停止されているとき又は過去において停止されたことがあるとき、若しくは当社の電気通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) CPEレンタル契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (4) 前各号のほか、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第10条 CPEレンタルサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、CPEレンタルサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、料金表に定めるCPE種別XI型のものについては1ヶ月間とします。

3 契約者は前項の最低利用期間内にCPEレンタル契約の解除、品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第11条 契約者は、品目及び保守タイプによる細目の変更の請求をすることができます。ただし、料金表第2表(工事に関する費用)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(権利譲渡の禁止)

第12条 契約者は、CPEレンタルサービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、CPEレンタル契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをCPEレンタルサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第14条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりCPEレンタルサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第18条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときには、前項の規定にかかわらず、CPEレンタルサービスの利用停止をせずその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのCPEレンタル契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるオプション機能を提供します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めによります。

- (1) オプション機能の提供を請求した契約者が、オプション機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) オプション機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等CPEレンタルサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(オプション機能の廃止)

第16条 当社は、次の場合にはオプション機能を廃止します。

- (1) そのオプション機能の提供を受けている契約者から廃止の申し出があったとき。
- (2) そのオプション機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表(料金)に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第17条 当社は、CPEの保守上又は工世上やむを得ないとき、CPEレンタルサービスの利用を中止することがあります。

2 前項に規定する場合のほか、オプション機能に関する利用について料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、当社は、当該料金表の定めによりそのオプション機能の利用を中止することがあります。

3 前2項の規定により、CPEレンタルサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が別に定める期間(そのCPEレンタルサービスの料金又は工事に関する費用が支払われないときは、その料金又は工事に関する費用が支払われるまでの間)、そのCPEレンタルサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金又は工事に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) CPEレンタル契約に係る申込みにあたって、その契約申込書に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) 別記5(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(5) 前3号のほか、この規約に違反する行為であって、CPEレンタルサービス又は第7条(契約申込みの条件)に規定する電気通信サービスのいずれかに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりCPEレンタルサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第19条 当社が提供するCPEレンタルサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するCPEレンタルサービスの態様に応じて、CPE使用料とオプション機能使用料を合算したものとします。

2 当社が提供するCPEレンタルサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

(料金の支払い義務)

第20条 契約者は、そのCPEレンタル契約に基づいて当社がCPEレンタルサービス又はオプション機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又はオプション機能の廃止(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払い義務)

第21条 契約者は、CPEレンタル契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのCPEレンタル契約の解除又はその工事の請求の取消(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

3 第1項の場合において、料金表第2表(工事に関する費用)に別段の定めがある場合は、その定めによりま

(料金の計算方法等)

第22条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによりま

(割増金)

第23条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第25条 当社は、CPEを修理又は交換の手配（以下、「修理等」といいます。）をすべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその修理等をおこなわなかったときは、CPEが使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、契約者からの請求により、CPEが使用できないことを知った時刻から、当社が修理等によりCPEが使用できることを確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に、当該サービスの料金を当該月の暦日数で除した額を乗じて得た額を、契約内容の月額料金を限度として損害の賠償とします。

3 契約者の事情によりCPEが使用できない状態が連続したときは、前2項の規定にかかわらず、その損害は賠償しません。

4 当社の故意又は重大な過失によりCPEレンタルサービスを提供しなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

(免責等)

第26条 当社は、CPEレンタルサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第9章 雑則

(CPEの使用及び保管)

- 第27条** 契約者は、当社が提供するCPEを善良なる管理者の注意をもって、使用及び保管するものとします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反してCPEを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者の切分責任)

- 第28条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がCPEに接続されている場合であって、そのCPEを使用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求に従って料金表第1表(料金)に定める対応をおこなうものとします。

別 記

1 CPEレンタルサービスを附帯する当社の電気通信サービス

CPEレンタルサービスは、次に掲げる当社の電気通信サービスに附帯して提供します。これらの電気通信サービスは、それぞれ当社が別に定める契約約款に基づくものとします。

電気通信サービス	別に定める契約約款
高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款
高速イーサネット網サービス	高速イーサネット網サービス契約約款
おトークオフィス・ワンサービス	おトークオフィス・ワンサービス契約約款
コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網サービス契約約款
Think VPNサービス	Think VPNサービス契約約款
TOHKtalk mobile通信サービス	TOHKtalk mobile通信サービス契約約款

2 CPEレンタルサービスの提供区域等

当社が提供するCPEレンタルサービスは、保守タイプによる細目ごとに次に掲げる県の区域において提供します。

(1) オンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」の場合

県 の 区 域
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

(2) センドバック及びセルフコールドスタンバイの場合

県 の 区 域
全国

3 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、CPEレンタルサービス取扱所に届けていただきます。

(2) (1)の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届けていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届け出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにCPEレンタルサービス取扱所に届け出ていただきます。

5 CPEの使用に係る義務

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が提供するCPEを分解又は損壊しないこと。

(2) 当社が提供するCPEを改造又は改変し、通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) CPEを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

6 CPEの設置場所

CPEを設置する場所は、附帯する電気通信サービスの契約において契約者回線を終端する場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、契約者から提供していただきます。

ただし、料金表に定めるCPE種別X I型のものを除きます。

7 CPEが使用する電気

CPEが使用する電気は、契約者から提供していただきます。

8 CPEの移動

(1) 保守タイプがセンドバック及びセルフコールドスタンバイの場合、契約者が当社へ連絡することなくCPEを移動することはできません。

ただし、構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内での移動及び料金表に定めるCPE種別XI型のものを除きます。

(2) 保守タイプがオンサイトの場合、当社は、契約者から請求があったとき、附帯する電気通信サービスの契約において契約者回線を終端する場所の変更の有無にかかわらず、そのCPEの移転を行います。

9 CPEの機種を選定

CPEレンタルサービスで提供するCPEの機種は、当社が選択して提供するものとします。

料 金 表

(目 次)

通則	16
第1表 料金	18
1 適用	18
2 料金額	21
(1) CPE使用料	21
(2) オプションサービス使用料	22
第2表 工事に関する費用	23
1 適用	23
2 工事費の額	24

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのCPEレンタル契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし、CPE種別XI型のものについては日割しません。
 - (1) 暦月の初日以外の日にCPE又はオプション機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にCPEレンタル契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日にCPE又はオプション機能の提供を開始し、その日にそのCPEレンタル契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (4) (1)から(3)の場合を除いて、暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するCPEレンタルサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第20条(料金の支払い義務)から第21条(工事費の支払い義務)までの規定その他この利用規約の規定により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより必要に応じて税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額とします。)を併記します。
(注) 当社は、税込額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。
- 11 10の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの規定に定める税込額が異なる場合があります。
- 12 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この利用規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のCPEレンタルサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容															
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は契約者について、CPEレンタルサービスの提供に係る料金を適用します。															
	イ 当社は、CPEレンタルサービスの提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおりCPE種別を定めます。															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">CPE種別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">I型</td><td rowspan="12" style="text-align: center;">別に定める</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">II型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">III型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">IV型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">V型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">VI型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">VII型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">VIII型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">IX型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">X型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">XI型</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">XII型</td></tr> </tbody> </table>	CPE種別	内 容	I型	別に定める	II型	III型	IV型	V型	VI型	VII型	VIII型	IX型	X型	XI型	XII型
	CPE種別	内 容														
	I型	別に定める														
	II型															
	III型															
	IV型															
	V型															
	VI型															
	VII型															
	VIII型															
	IX型															
	X型															
	XI型															
XII型																
ウ 当社がCPEレンタルサービスの提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおり保守タイプによる細目を定めます。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">センドバック</td> <td>契約者がCPEの設置等を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">セルフコールドスタンバイ</td> <td>契約者がCPE及びその拠点に係る予備のCPEの設置を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オンサイト 「保守タイプ1」</td> <td>当社が、当社営業時間外にそのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、修理を受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オンサイト 「保守タイプ2」</td> <td>当社が、そのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、当社営業時間にかかわらずその修理を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	センドバック	契約者がCPEの設置等を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの	セルフコールドスタンバイ	契約者がCPE及びその拠点に係る予備のCPEの設置を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの	オンサイト 「保守タイプ1」	当社が、当社営業時間外にそのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、修理を受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理を行うもの	オンサイト 「保守タイプ2」	当社が、そのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、当社営業時間にかかわらずその修理を行うもの						
区 別	内 容															
センドバック	契約者がCPEの設置等を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの															
セルフコールドスタンバイ	契約者がCPE及びその拠点に係る予備のCPEの設置を行うもので、そのCPEの修理について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのCPEの修理の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理の手配を行うもの															
オンサイト 「保守タイプ1」	当社が、当社営業時間外にそのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、修理を受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理を行うもの															
オンサイト 「保守タイプ2」	当社が、そのCPEに係る修理の請求を受け付けたときに、当社営業時間にかかわらずその修理を行うもの															
備考	<p>1 当社は、CPE種別がI型のものについては、センドバック又はセルフコールドスタンバイに限り、またXI型のものについてはセンドバックに限り提供します。</p> <p>2 センドバック及びセルフコールドスタンバイにおいて当社が修理の請求を受けたときは、そのCPEの代替機器をCPEレンタル契約にて指定さ</p>															

	<p>れた場所へ配送するものします。このとき契約者は、その使用できなくなったCPEを当社へ返却するものとし、返却に係る費用は契約者が負担するものとしてします。</p> <p>3 オンサイトにおいて当社が修理の請求を受けた場合、当社はCPEレンタルサービス取扱所において試験をおこない、その結果を契約者にお知らせします。</p> <p>4 3の試験により当社が提供するCPEに故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>エ 当社は、CPEレンタルサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>				
(2) オプションサービスの提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は、CPEレンタルサービスの提供に合わせて次表に定めるオプションサービスを提供した場合、オプションサービス提供に係る料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="539 927 1402 1124"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 927 624 969">区分</th> <th data-bbox="624 927 1402 969">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 969 624 1124">ー 死 活 監 視 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="624 969 1402 1124">このサービスを利用する契約者回線に接続されるCPEの稼働状況を確認するための監視信号を、監視装置とそのCPEとの間において送受信を行い、そのCPEが稼働していない、又はそのおそれがあると当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	ー 死 活 監 視 サ ー ビ ス	このサービスを利用する契約者回線に接続されるCPEの稼働状況を確認するための監視信号を、監視装置とそのCPEとの間において送受信を行い、そのCPEが稼働していない、又はそのおそれがあると当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス
区分	内 容				
ー 死 活 監 視 サ ー ビ ス	このサービスを利用する契約者回線に接続されるCPEの稼働状況を確認するための監視信号を、監視装置とそのCPEとの間において送受信を行い、そのCPEが稼働していない、又はそのおそれがあると当社が判断した場合にその旨を契約者に通知するサービス				

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この死活監視サービスは、附帯する電気通信サービスが、高速インターネット網サービス契約約款で規定される第1種高速インターネット網サービス（以下、「第1種高速インターネット網サービス」といいます。）、おトークオフィス・ワンサービス、Think VPNサービス、及びコンピュータ通信網サービスの場合に提供します。 2 附帯する電気通信サービスが、第1種高速インターネット網サービス、おトークオフィス・ワンサービス、Think VPNサービスの場合、契約者は、この死活監視サービスの利用にあたり、CPEレンタルサービスを附帯する電気通信サービスに関する業務を行う事業所において、契約者回線と監視装置を接続することを承認していただきます。 3 契約者は、あらかじめこの死活監視サービスにおいて監視対象とするCPEのIPアドレス及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。 4 契約者は、3の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。 5 監視対象となるCPEが、契約者回線の終端において物理的に直接接続されていない場合等技術的にやむを得ない場合は、監視装置から送出された監視信号が当該CPEに到達しないことがあります。 6 契約者は、この死活監視サービスの利用に伴い、その契約者回線に係る通信の伝送速度が低下する状態となる場合があることをあらかじめ承諾していただきます。 7 当社は、第25条（責任の制限）及び第26条（免責等）に規定するほか、この死活監視サービス提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 <p>イ アの規定に係わらず、当社が別に定めるところにより、契約者がオプションサービスを利用することができない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、オプションサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(3) 最低利用期間内にCPEレンタルサービスの提供に係る契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア CPEレンタルサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、CPEの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただしCPE種別XI型のものについては1ヶ月間とします。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内にCPEレンタルサービスの提供に係る契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（CPE使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内にCPE種別の変更又は保守タイプに係る細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額がある場合は、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

(1) CPE使用料

A 保守タイプに係る細目

a センドバック

CPE 1台ごとに月額

CPE種別	料金額	
		(税込額)
I型	1,200円	(1,320円)
II型	3,900円	(4,290円)
III型	5,100円	(5,610円)
IV型	9,800円	(10,780円)
V型	14,100円	(15,510円)
VI型	19,700円	(21,670円)
VII型	28,100円	(30,910円)
VIII型	34,600円	(38,060円)
IX型	41,500円	(45,650円)
X型	3,000円	(3,300円)
XI型	3,000円	(3,300円)
XII型	個別に見積した額	

b セルフコールドスタンバイ

CPE 1台ごとに月額

CPE種別	料金額	
		(税込額)
I型	2,400円	(2,640円)
II型	8,000円	(8,800円)
III型	8,700円	(9,570円)
IV型	17,000円	(18,700円)
V型	24,900円	(27,390円)
VI型	35,100円	(38,610円)
VII型	50,100円	(55,110円)
VIII型	62,100円	(68,310円)
IX型	74,100円	(81,510円)
X型	6,000円	(6,600円)
XI型	—	
XII型	個別に見積した額	

備考

ア CPE種別XI型のセルフコールドスタンバイは提供しません。

c オンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」

CPE 1台ごとに月額

CPE種別	料金額 (税込額)	
	オンサイト「保守タイプ1」	オンサイト「保守タイプ2」
I型	—	—
II型	4,800円 (5,280円)	5,000円 (5,500円)
III型	6,500円 (7,150円)	7,000円 (7,700円)
IV型	11,200円 (12,320円)	11,700円 (12,870円)
V型	15,500円 (17,050円)	16,000円 (17,600円)
VI型	21,200円 (23,320円)	21,700円 (23,870円)
VII型	29,600円 (32,560円)	30,100円 (33,110円)
VIII型	36,000円 (39,600円)	36,500円 (40,150円)
IX型	42,900円 (47,190円)	43,400円 (47,740円)
X型	4,000円 (4,400円)	4,500円 (4,950円)
XI型	—	—
XII型	個別に見積した額	個別に見積した額

備考

ア CPE種別I型及びXI型のオンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」は提供しません。

(2) オプションサービス使用料

月額

オプションサービスの種類	単位	料金額 (税込額)	
		死活監視サービス	1の契約者回線群ごとに
	監視対象のCPE 1台ごとに	2,000円	(2,200円)

備考

ア 契約者回線群ごとの料金は、附帯する電気通信サービスが第1種高速イーサネット網サービス、Think VPNサービス、又はおトークオフィスの場合に適用します。

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるCPEにおいて、1の工事ごとに適用します。										
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="544 427 1396 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 427 794 465">区 分</th> <th data-bbox="794 427 1396 465">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 465 794 584">CPEの設置等に係る工事</td> <td data-bbox="794 465 1396 584">CPEの保守タイプによる細目がオンサイトのものであって、CPEの設定、設定変更、設置、CPE種別の変更その他の変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 584 794 736">CPEの送付等に係る工事</td> <td data-bbox="794 584 1396 736">CPEの保守タイプによる細目がセンドバック又はセルフコールドスタンバイのものであって、CPEの設定、設定変更、送付、CPE種別の変更その他を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 736 794 1050">保守タイプによる細目の変更に係る工事</td> <td data-bbox="794 736 1396 1050"> 保守タイプによる細目を以下の変更を行うごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) センドバックから、オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」への変更 (2) オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」から、センドバックへの変更 (3) オンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」相互間の変更 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1050 794 1167">オプションサービスに係る工事</td> <td data-bbox="794 1050 1396 1167"> 以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 死活監視サービス </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用	CPEの設置等に係る工事	CPEの保守タイプによる細目がオンサイトのものであって、CPEの設定、設定変更、設置、CPE種別の変更その他の変更を行う場合に適用します。	CPEの送付等に係る工事	CPEの保守タイプによる細目がセンドバック又はセルフコールドスタンバイのものであって、CPEの設定、設定変更、送付、CPE種別の変更その他を行う場合に適用します。	保守タイプによる細目の変更に係る工事	保守タイプによる細目を以下の変更を行うごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) センドバックから、オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」への変更 (2) オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」から、センドバックへの変更 (3) オンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」相互間の変更 	オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 死活監視サービス
区 分	適 用										
CPEの設置等に係る工事	CPEの保守タイプによる細目がオンサイトのものであって、CPEの設定、設定変更、設置、CPE種別の変更その他の変更を行う場合に適用します。										
CPEの送付等に係る工事	CPEの保守タイプによる細目がセンドバック又はセルフコールドスタンバイのものであって、CPEの設定、設定変更、送付、CPE種別の変更その他を行う場合に適用します。										
保守タイプによる細目の変更に係る工事	保守タイプによる細目を以下の変更を行うごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) センドバックから、オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」への変更 (2) オンサイト「保守タイプ1」又はオンサイト「保守タイプ2」から、センドバックへの変更 (3) オンサイト「保守タイプ1」及びオンサイト「保守タイプ2」相互間の変更 										
オプションサービスに係る工事	以下のオプションサービスの利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 死活監視サービス 										
(3) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用	品目を変更する場合の工事費は、変更後のCPE種別に対応するCPEの設置等に係る工事又はCPEの送付等に係る工事（以下CPEのこれらの工事を取り付けに関する工事といいます。以下この料金表について同じ）を適用し、移転を行う場合の工事費は移転先の取り付けに関する工事について適用します。										
(4) 保守タイプによる細目の変更において、変更前又は変更後がセルフコールドスタンバイとなる場合の工事費の適用	保守タイプによる細目の変更において変更前又は変更後がセルフコールドスタンバイとなる場合の工事費は、変更後の保守タイプによる細目に対応する取り付けに関する工事を適用します。										
(5) 品目の変更と保守タイプによる細目の変更が同時におこなう場合の工事費の適用	品目の変更と保守タイプによる細目の変更を同時におこなう場合の工事費、(3)に規定する工事費を適用します。										

2 工事費の額

1の工事ごとに

工事の区分		工事費の額 (税込額)
CPEの設置等に係る工事	CPEの設定が伴う場合	30,000円 (33,000円)
	上記以外	20,000円 (22,000円)
CPEの送付等に係る工事	センドバックの場合	12,000円 (13,200円)
	セルフコールドスタンバイの場合	24,000円 (26,400円)
保守タイプによる細目の変更に係る工事		2,000円 (2,200円)
オプションサービスに係る工事		25,000円 (27,500円)

附 則

(実施期日)

- 1 この利用規約は、平成25年9月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。